



議会議員政治倫理条例を制定しました。

議会議員は、町民の代表としてその品位と名誉をそこなう一切の行為をつつしみ、町民の厳肅な信託に応えるため、常に町民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努めることは、当然の義務であります。しかしながら、昨年発生した、本町議員の法令違反問題を契機に、議員モラルの低下や議会の体質について、町民のみなさんから、厳しくご意見やご指摘をいただきました。

議会は、このような状況を真摯に受け止め、議員モラルの向上と、失われつつあった議会権威の回復を図るべく、2月臨時議会に、大山町議員政治倫理条例制定を議員総意で提案し、全会一致で承認しました。

大山町議会議員政治倫理条例（抜粋）

（議員の責務）

第2条 議員は、町民の信頼に値する高い倫理性を自覚し、清廉を保持するとともに、倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれた場合には、町民に対し自らすすんで疑惑を解明し、その高潔性を明らかにしなければならない。

（町民の責務）

第3条 町民は、主権者として自らも町政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

（政治倫理基準）

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1)町民全体の代表者として、品位と名誉をそこなうよう一切の行為をつつしみ、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2)町民全体の奉仕者として、常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3)町が行う許可、認可又は請負、業務委託、若しくは一般物品納入に関し、特定の個人、企業、団体等のために有利な取計らいをしないこと。
- (4)町職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又はその地位による影響力を、不正に行使するよう働きかけないこと。
- (5)町職員の採用に関して推薦及び紹介をしないこと。
- (6)政治活動に関し、個人、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- (7)会議の厳正な審議を妨げるような審議放棄の言動行動をしないこと。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

（調査請求権）

第6条 議員又は町民は、次の各号に掲げる事由があるとき、これを証する資料を添えて、議長に調査を請求することができる。

- (1)政治倫理基準に反する疑いがあるとき。
- (2)町工事等に関する遵守事項に違背する疑いがあるとき。

2 前項の規定により調査の請求がなされたときは、議長は、調査請求書及び添付資料を、次条に規定する大山町議会議員政治倫理審査会に直ちに提出し、調査を求めなければならない。

（政治倫理審査会の設置等）

第7条 議長は、前条の規定による調査請求を受けたときは、大山町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、調査を付託しなければならない。